名　称　広島大橋橋梁灯（P十七灯）
位　置
所在地　広島大橋橋梁灯（C一灯）の南方約八〇メートル
北　緯　三四―二〇―五八
東　経　一三二―二九―四九
変更した事項　一時業務休止中のところ復旧
変更年月日　平成二十八年六月二十日

名　称　広島大橋橋梁灯（P十八灯）
位　置
所在地　広島大橋橋梁灯（C二灯）の南方約八〇メートル
北　緯　三四―二〇―五八
東　経　一三二―二九―四九
変更した事項　一時業務休止中のところ復旧
変更年月日　平成二十八年六月二十日

名　称　高知港東第一防波堤西灯台
位　置
所在地　高知県高知港（東第一防波堤西端）
北　緯　三三―三〇―一六
東　経　一三三―三五―二八
変更した事項　高さ　地上から構造物の頂部まで二・六メートル　平均水面上から灯火まで七・二メートル
変更年月日　平成二十八年六月二十二日

名　称　橘港電発放水口A灯標
位　置
所在地　徳島県橘港（舟磯灯標の南西方約五・八キロメートル）
北　緯　三三―五一―一八
東　経　一三四―三九―四〇
変更した事項　名　称　橘港電発放水口A灯浮標
塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色ぐら形
高　さ　削除
変更年月日　平成二十八年六月二十四日
記　事　一時変更

名　称　橘港電発放水口B灯標
位　置
所在地　徳島県橘港（舟磯灯標の南西方約五・九キロメートル）
北　緯　三三―五一―一七
東　経　一三四―三九―三六
変更した事項　名　称　橘港電発放水口B灯浮標
塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色ぐら形や
高　さ　削除
変更年月日　平成二十八年六月二十四日
記　事　一時変更

○九州地方整備局告示第百八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年七月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月二十一日

九州地方整備局長　小平田浩司

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百十号
(三)　道路の区域

区間	変更前	変更後
大分県玖珠郡玖珠町大字山浦字柳平六一八番一一から同町大字山浦字柳平六一七番一まで	敷地の幅員　九・五〇～五七・八〇メートル	延長　九・五〇～六〇・一〇〇キロメートル
		延長　〇・一六八～一六八

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年七月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月二十一日

九州地方整備局長　小平田浩司

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
二百十号　大分県玖珠郡玖珠町大字山浦字柳平六一八番一一から同町大字山浦字柳平六一七番一まで　九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年七月二十一日

人事異動

内閣

○内閣総理大臣海外出張

内閣総理大臣安倍晋三はモンゴル国へ出張のところ七月十六日帰朝した。

○環境大臣臨時代理

国務大臣　森山　裕

環境大臣大塚珠代（丸川珠代）海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に環境大臣の職務を行う国務大臣に指定する

同　森山　裕

内閣府特命担当大臣大塚珠代（丸川珠代）海外出張不在中内閣府特命担当大臣（原子力防災担当）事務代理を命ずる

松原　経正

簡易裁判所判事兼判事補に任命する（以上七月十六日）

内閣府

（子ども・子育て本部審議官）
内閣府事務官　中島　誠

成年後見制度利用促進委員会事務局長に併任する（五月十三日）

（原子力規制委員会原子力規制庁原子力規制部原子力規制企画課安全管理調査官）環境技官　溝口　宏樹

内閣府技官（参事官（総括担当）（政策統括官（原子力防災担当）付））に昇任させる

（参事官（総括担当）（政策統括官（原子力防災担当）付））内閣府技官　森下　泰

原子力規制委員会に出向させる（以上六月十日）

法務省

○定年退官

さいたま区検察庁副検事山田昭は、検察庁法第二十二条の規定により七月十五日限り定年退官

仙台区検察庁副検事千田寛は、検察庁法第二十二条の規定により七月十六日限り定年退官

財務省

（大臣官房審議官）財務事務官　田中　琢二

国際局長武内良樹外国出張不在中同局長事務代理を命ずる

（国際局次長）同　土井　俊範

国際局長事務代理を免ずる

（大臣官房審議官）同　藤城　眞

関税局長兼税関研修所長梶川幹夫外国出張不在中同局長及び同所長事務代理を命ずる（以上七月十三日）

（大臣官房審議官）財務事務官　田中　琢二

国際局長事務代理を免ずる（七月十四日）

（独立行政法人都市再生機構理事）野島　透

財務事務官に任命する

大臣官房付を命ずる

願により本官を免ずる（七月十六日）

（大臣官房審議官）財務事務官　藤城　眞

関税局長兼税関研修所長事務代理を免ずる（七月十七日）

（大臣官房付）財務事務官　宮崎　成人

大臣官房参事官を命ずる

（同）同　渡邉　和紀

財務大臣秘書官事務取扱を命ずる

（大臣官房付・財務大臣秘書官事務取扱）同　中島　朗洋

主計局調査課長を命ずる

財務大臣秘書官事務取扱を免ずる

（主計局主計官兼主計局調査課長）同　中山　光輝

主計局調査課長兼務を免ずる（以上七月十九日）